



Total assist 住まいの保険

住まい

本冊子は「トータルアシスト住まいの保険」のパンフレット兼重要事項説明書です。



大切なお住まいを
お守りするジヨ。

東京海上日動

普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。
お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。



※本冊子をご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

お住まいや家財を様々なリスクからお守りし、日常生活においても安心をお届けする。

それが Total assist 住まいの保険

大切なお住まいや家財を取り巻くリスクは火災だけではなく、お住まいや家財を取り巻くリスクは主に6つあります。

<p>火災 リスク</p> <p>火災 落雷 等</p>	<p>風災 リスク</p> <p>台風 竜巻 雪災 等</p>	<p>水災 リスク</p> <p>豪雨 土砂崩れ 等</p>	<p>盗難 水濡れ 等</p> <p>盗難 水濡れ 車両の衝突 等</p>	<p>破損等 リスク</p> <p>破損(建物) 破損(家財) 等</p>	<p>地震 リスク</p> <p>地震等による倒壊 津波 地震等による火災 等</p>
---	--	---	--	--	--



実際の事事例から「トータルアシスト住まいの保険」のおすすめポイントを動画でご説明します。
本冊子に掲載されている **動画で check!** マークのQRコードを読み取ってご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

安心 1 **充実の補償内容**で様々なリスクからお守りし、スピーディーで親身な事故対応を行います!

魅力 1 「復旧に必要な修理費」をお支払いします。
損害を受けた部分を修理し復旧するために、直接損害を受けていない部分にも費用を必要とする場合があります。そのような費用も損害保険金としてお支払いします。

例 損害を受けたバスタブの交換のために、損害を受けていない配管も交換する必要があるケース

魅力 2 **充実した費用補償**
損害部分の修理に伴い、様々な費用がかかります。住まいの保険ではそれらを費用保険金としてお支払いします。詳細は **6** ページをご確認ください。

魅力 3 **迅速な保険金のお支払い**
修理と密接に関わる費用を損害保険金として、修理費にまとめてお支払いすることで、広域災害時等にも、迅速な保険金のお支払いを行います。

安心 2 **毎日の暮らし**においてもお客様を**しっかりサポート**します!

事故時以外の日常生活においても安心をお届けします。

サービス 1 **メディカルアシスト**
おからだの「もしも」のときにお客様をサポートします。 **自動セット**

サービス 2 **事故防止アシスト**
東京海上日動のホームページで、事故防止情報をご提供します。 **自動セット**

詳細は本冊子 裏面をご確認ください。

安心 3 **地震保険**で被災後の生活再建をサポートします!(原則自動セット)

- 住まいの保険では、地震リスクによる建物や家財の損害は補償されません。地震リスクに備えるには、地震保険をご契約いただく必要があります。
- 地震保険は建物だけではなく家財にもご契約いただけます。家財も含めて、地震保険のご契約をご検討ください。

被災されたお客様の声

私が住んでいる地域では地震が起これないと思っていたのですが、代理店からのすすめで、地震保険に加入して本当に良かったです。

建物は軽微な被害で済み、家財は相当の被害を受けたのですが、家財には地震保険を付帯していませんでした。家財の地震保険にも加入しておけば良かったです。



ぜひ、「家財」のご契約もご検討ください。

家具や衣服、テレビ、洗濯機、冷蔵庫等の損害は「家財」を保険の対象としてご契約いただかなければ、補償されません。

保険の対象を建物のみとした場合

建物 家財

補償されます 補償されません



パンフレット(P.1~8)をご覧ください

STEP 1 **保険の対象をお選びください**

選択 建物¹と家財の両方

選択 建物¹のみ

選択 家財のみ

*1 居住用の建物(マンション戸室も含みます。)をいいます。
※併用住宅(8ページをご参照ください。)に收容される設備・什器、商品・製品も保険の対象とすることができます。

3つのステップでお客様に合った保険を設計することができます。

STEP 2 **基本補償**を確認

- 1 補償タイプ
- 2 免責金額
- 3 費用保険金

3 ~ 5 ページ

STEP 3 **オプションの特約**や**地震保険**を確認

- 1 主な特約
- 2 地震保険
- 3 住まいの選べるアシスト特約

6 ~ 7 ページ



V **その他該当する場合にご確認いただきたいこと**
上記 I ~ IV とあわせてご確認いただきたい重要な事項を記載しています。

1. 保険料の割引
2. 団体・グループでご契約されるお客様へ
3. 住まいの保険 自動継続方式

▶ P.17~18

商品内容
I. 契約締結前におけるご確認事項
II. 契約締結時におけるご注意事項
III. 契約締結後におけるご注意事項
IV. その他留意いただきたいこと
V. その他留意いただきたいこと

事故の際に修理費を補償する損害保険金

動画で check!



STEP 2-1

3つのおすすめ補償タイプからお選びください。*1

● 補償します × 補償しません ★ 保険金の支払方法を変更できます

住まいの保険 損害保険金

保険の対象に右のような事故が起こったときに、損害保険金をお支払いします。

※保険の対象が商品・製品の場
合、盗難・水濡れ等リスク、破
損等リスクについては補償の
対象外です(特約により、補償
できる場合があります。)

	建物	家財	補償内容
火災 リスク	家が燃えて しまった!	家財が燃えて しまった!	火災、落雷、破裂・爆発に よる損害を補償します。
風災 リスク	台風で屋根が 壊れた!	台風で窓ガラスが 割れて建物内の 家財が壊れた!	風災、雹災、雪災*2に よる損害を補償します。
水災 リスク	大雨で家が 水びたしに!	大雨で家財が 水びたしに!	水災(床上浸水、地盤面より 45cmを超える浸水、または 損害割合が30%以上の場合) による損害を補償します。
盗難 水濡れ等 リスク	水濡れが 起きた!	泥棒に 入られた!	盗難、水濡れ、建物の 外部からの物体の衝突、 労働争議等に伴う破壊行為 等による損害を補償します。
破損等 リスク	うっかり 窓ガラスを 割って しまった!	うっかり テレビを 落として しまった!	上記以外の偶然な事故に よる破損等の損害を 補償します。

地震保険

※住まいの保険では、地震・噴火
またはこれらによる津波を原因
とする損害は補償されません。

地震 リスク	地震による倒壊	地震による火災	津波による流失

*1 上記以外の補償プランについては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。 *2 「融雪水

STEP 2-2

免責金額(自己負担額)をお選びください。

※マンションにお住まいの方も「充実タイプ」または
「スタンダードタイプ」をお選びいただけます。

充実 タイプ	スタン ダード タイプ	マン ション 向け タイプ
●	●	●
●★	●★	●★
●★	●★	×
●	●	●
●	●	●
●	×	●

原則自動セット

お支払いする保険金

住まいの保険

損害額(修理費*3) - 免責金額
(自己負担額)です。

*3 修理費には、修理と密接に関わる費用(残存
物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲
確定費用)を含みます。

すべてのリスク共通の免責金額
(自己負担額)をお選びください。

- 0円*4
- 5千円
- 3万円
- 5万円

*4 破損等リスクのみ免責金額(自己負担額)が
5千円となります。

※風災リスク、水災リスクについては、上記の保険
金支払方法を変更することができます。下の★
をご確認ください。

地震保険

実際の修理費ではなく、地震保険金額の
一定割合を保険金としてお支払いします。

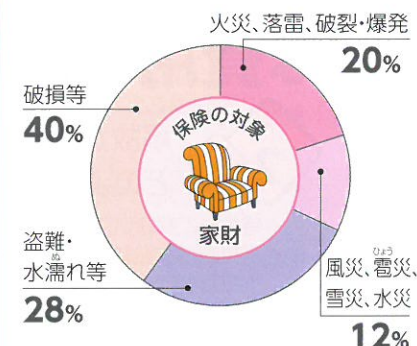
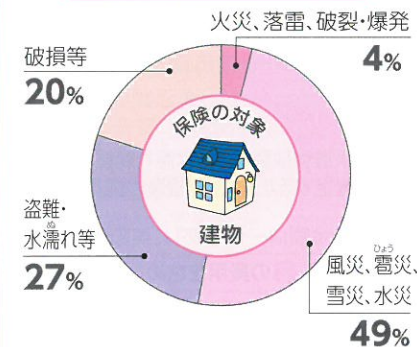
損害程度	お支払いする保険金の額
全損	100%【時価が限度】
大半損	地震保険 60%【時価の60%が限度】
小半損	保険金額の 30%【時価の30%が限度】
一部損	5%【時価の5%が限度】

詳細は 13 ページをご確認ください。

参考データ

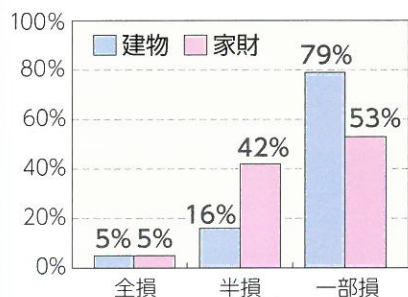
下記のデータを参考に
補償内容をご検討ください。

住まいの保険の事故件数割合



※2015年度住まいの保険(充実タイプ)事故件数割合

東日本大震災における地震保険の支払件数割合



※2011年度末時点の全社の支払データ
(出典)地震保険制度に関するプロジェクト
チーム 第2回配布資料

★ 風災リスクと水災リスクの保険金支払方法を変更できます

風災リスク高額免責方式

風災リスクのみ高額免責金額
(自己負担額) 10万円または
20万円を設定いただけます。

風災リスクの保険金支払方法

損害額 (修理費)	風災リスク高額免責金額 (自己負担額) 10万円 または 20万円
--------------	---

水災リスク縮小支払型

水災縮小支払特約(一部定率払)を
ご契約いただくことで、水災リス
クの保険金支払方法が右表のと
おりになります(免責金額(自己負担額)
は差引きません。)*5*6

水災による損害の程度	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水		保険の対象に再取得価額の 30%以上の損害が生じたとき*7
	保険の対象に再取得価額の 15%未満の損害が生じたとき	保険の対象に再取得価額の 15%以上30%未満の損害が生じたとき	
保険金支払方法	支払限度額(保険金額)×5% をお支払いします (保険の対象ごとに100万円が限度)	支払限度額(保険金額)×10% をお支払いします (保険の対象ごとに200万円が限度)	損害額(修理費)×70% をお支払いします

*5 修理付帯費用保険金、損害拡大防止費用保険金、請求権の保全・行使手続費用保険金はお支払いしません。 *6 臨時費用補償特約をセットしている場合で

*7 保険の対象が設備・什器または商品・製品の場合は、建物の床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、再取得価額の30%以上の損害が生

も、水災による損害に対しては臨時費用保険金はお支払いしません。
じたときに限ります。



STEP 2-1

補償タイプを
お選びください。

ご自身が心配な
リスクにあわせて、
補償タイプを
お選びください。

- 充実
タイプ
- スタン
ダード
タイプ
- マン
ション
向け
タイプ

STEP 2-2

免責金額
(自己負担額)を
お選びください。

0円*4

3万円

5千円

5万円

次は STEP 2-3

損害保険金として補償される修理費には、修理と密接に関わる以下の費用も含まれます。

- ① 残存物取片づけ費用**
(例) 火事で燃えた建物の燃えかすや残がいを片づけた!
費用(例) **120万円**
- ② 仮修理費用**
(例) 強風で物が飛んできて屋根に穴が…ブルーシートで応急処置が必要!
費用(例) **50万円**
- ③ 損害範囲確定費用**
(例) 水道管破裂による水濡れ範囲を確定するために、屋根裏の調査が必要!
費用(例) **20万円**

※上記費用の金額は一例であり、実際にお支払いする保険金の額とは異なります。

上記①～③の費用を含めた損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超えた場合でも*1、「支払限度額(保険金額)×2倍」*2まで補償します!

*1 損害保険金から上記①～③の費用を除いた金額は、支払限度額(保険金額)が限度となります。

*2 下記のA～Cの費用保険金も含めて「支払限度額(保険金額)×2倍」が限度となります。

様々な費用を補償する費用保険金 自動補償

STEP 2-3 事故が起きた際、損害保険金以外にも、様々な費用をお支払いします。どのような時にどのような補償を受けられるのかご確認ください。

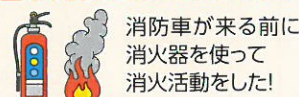
- ※特約をご契約いただくことで、一部の費用保険金を補償の対象外とすることができます。
- ※水災縮小支払特約(一部定率払)をご契約いただく場合は、水災による損害に対しては一部の費用保険金が支払対象外となります。3ページの*5をご確認ください。
- ※A～Cの費用の合計額は損害保険金の額を上限とし、損害保険金に加え費用保険金としてお支払いします(損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします。)

費用保険金

A 修理付帯費用保険金

- 損害が生じた保険の対象を復旧するために必要なその損害の原因の調査費用(損害原因調査費用)
- 損害が生じた保険の対象を再稼動するための点検や調整に必要な費用(試運転費用)
- 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(仮設物設置費用)
- 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用(残業勤務・深夜勤務などの費用)

B 損害拡大防止費用保険金

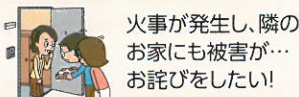


火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(消火薬剤のつめかえ費用等)

C 請求権の保全・行使手続費用保険金

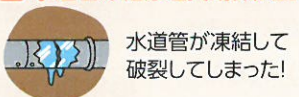
他人に損害賠償の請求ができる場合、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用

D 失火見舞費用保険金



保険の対象から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用。1事故1被災世帯あたり50万円。ただし、支払限度額(保険金額)の20%を限度とします。

E 水道管凍結修理費用保険金



建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理したときの修理費用。1事故あたり10万円を限度とします。

F 地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象(建物・家財)が以下の損害を受けた場合に、支払限度額(保険金額)の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内あたり300万円を限度とします。
建物:半焼以上(20%以上の損害)
家財:家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害)または家財が全焼(80%以上の損害)

動画で check!



賠償責任等その他のリスクに備える特約 オプション



STEP 3-1

オプション(追加の補償)もご用意しています。ご契約の際には、それぞれ支払限度額を選択いただけます。

特約 (オプション)

主な特約(オプション)	補償するリスク	支払限度額 (1事故あたり)
賠償責任リスクに備える (持ち家・賃貸住宅にお住まいの方共通)	日常生活や住宅の管理不備等に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の賠償費用を補償します(国内外の事故を補償します。) 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 被保険者(補償を受けられる方)の範囲 ①被保険者ご本人 権者およびその他の法定の監督義務者等*4 ②①の配偶者*3 ③①または②の同居の親族 ⑥②から④のいずれかの方が責任能力者である場合は、責任能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等*4 ④①または②の別居の未婚の子 ⑤①が未成年者または責任能力者である場合は、①の親	国内:1億円、無制限*5 国外:1億円
個人賠償責任補償特約		
賠償責任リスクに備える (賃貸住宅にお住まいの方向け)	偶然な事故によって借戸室に損害が生じた場合に、以下の費用を補償します。なお、免責金額(自己負担額)は0円*6となります。 ①借家人賠償責任 ②借家人修理費用 貸主に対する法律上の賠償費用 ①以外の場合で、貸主との契約に基づいて修理した費用 被保険者(補償を受けられる方)の範囲 上記、個人賠償責任補償特約欄に記載の①および⑥*4の方	500万円、1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円
借家人賠償責任・修理費用補償特約		
賠償責任リスクに備える (賃貸住宅オーナー向け)	建物の管理不備に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の賠償費用を補償します。免責金額(自己負担額)は0円または10万円のいずれかをお選びいただけます。	1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円、3億円、5億円
建物管理賠償責任補償特約		
事故の際に必要な諸費用に備える	事故*7によって損害保険金が支払われる場合に必要となる様々な臨時費用として、損害保険金の10%をお支払いします。 臨時費用のお支払いの対象となる事故を限定することもできます。	保険の対象(建物や家財等)ごとに支払限度額(保険金額)の10%または100万円のいずれか低い額
臨時費用補償特約		
近隣へ類焼した場合に備える	ご自宅からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。	1億円
類焼損害補償特約		
建物の電氣的・機械的の事故に備える	建物の機械設備に電氣的または機械的の事故が生じ、故障した場合の修復費用を補償します。免責金額(自己負担額)は、破損等リスクの免責金額と同額となります。	建物の支払限度額(保険金額)
建物付属機械設備等電氣的・機械的の事故補償特約*8		

*3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
*4 未成年者または責任能力者に関する事故に限り、ご契約いただけます。
*5 借家人修理費用の破損等リスクのみ免責金額(自己負担額)が3千円となります。
*6 家財等の動産の場合は「通貨等の盗難」および「破損等」による事故を除きます。
*7 破損等リスクを補償している場合にご契約いただけます。

商品内容

I. 契約締結前における確認事項

II. 契約締結時における確認事項

III. 契約締結後における確認事項

IV. その他留意いただきたいこと

V. その他留意いただきたいこと

STEP 2-3

費用保険金の内容をご確認ください。

費用保険金 A～F の補償される内容を確認した。

STEP 3-1

追加したい補償をお選びください。

選択 個人賠償責任補償特約

選択 借家人賠償責任・修理費用補償特約

選択 建物管理賠償責任補償特約

選択 臨時費用補償特約

選択 類焼損害補償特約

選択 建物付属機械設備等電氣的・機械的の事故補償特約

次は STEP 3-2

地震等による損害を補償する地震保険



STEP 3-2

地震大国日本では、地震はいつ・どこで発生するか分かりません。地震に対する備えとして、地震保険をご契約ください(原則自動セット*1)。建物はもちろん家財もセットでご契約ください。

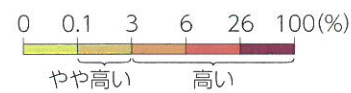
*1 ご契約されない場合は、申込書等へのご署名(法人の場合はご捺印)が必要になります。

動画で check!



地震保険

地震は日本全国いつ・どこで発生するか分かりません!



保険の対象に地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときに保険金をお支払いします。

2016年版確率論的地震動予測地図(確率の分布)の例

今後30年間に震度6弱*2以上の揺れに見舞われる確率

(出典)J-SHIS地震ハザードステーション防災科学技術研究所

*2 震度6弱では、耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物において、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがあります。

事故の再発防止策をご提供する住まいの選べるアシスト特約



STEP 3-3

火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故の再発防止策をご提供する「住まいの選べるアシスト特約」もご用意しています。

※「住まいの選べるアシスト特約」は、「火災・盗難時再発防止費用補償特約」のペットネームです。

※本特約は盗難・水濡れ等リスクを補償している場合にご契約いただけます。

動画で check!



住まいの選べるアシスト

火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故に遭われ、住まいの保険の損害保険金が支払われる場合に、下表の補償メニューの中からお好みの再発防止策をお選びいただけます(1事故につき20万円が限度となります)。補償メニューの手配から費用のお支払いまで、サポートデスクが行います。

発生した事故	補償メニュー
火災、落雷、破裂・爆発	●IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置 ●ガス台自動消火器、ガス漏れ検知器・警報器の設置 ●据付型自動消火器、投てき用消火器の購入 ●家庭用スプリンクラーの設置 ●避雷器(電気機器への落雷防止機器)等の購入 ●漏電遮断器の購入
盗難	●ホームセキュリティサービスの導入 ●防犯カメラ、補助錠、防犯ガラス・フィルム等の設置 ●再発防止コンサルティングサービスの利用 ●防犯カメラ・センサー装置の設置 ●防犯用砂利等の購入 ●ガラス破壊検知器の購入
共通(火災、落雷、破裂・爆発または盗難)	●防犯・防火金庫の設置 ●災害常備品の購入 ●植栽の設置

※ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。

※お住まいの地域や、やむを得ない事情によって、手配までに日数を要する場合や、手配できない場合があります。

緊急時助かるアシスト

住まいの選べるアシスト特約に自動セット ※ご自身で手配された場合は、対象外となります。

「住まいの選べるアシスト特約」をご契約いただいたお客様は、提携会社による以下の応急処置サービスをご利用いただけます。

<p>カギのトラブル対応サービス(1年間に1回限度)</p>	カギを紛失した場合またはカギの盗難に遭った場合に、専門会社による緊急開錠を行います。盗難の場合は、カギとシリンダー錠の交換も行います。 ※出張料と作業料は無料です。カギの紛失の場合、カギと錠の交換をご希望される場合の費用はおお客様の自己負担となります。
<p>水回りのトラブル対応サービス(1年間に1回限度)</p>	水回りのトラブル(トイレのつまり、台所・浴室・洗面所のパイプのつまり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れ等)が発生した場合に、専門会社による応急処置を行います。 ※出張料と応急処置作業料は無料です。部品代、高圧洗浄・掘削作業等の特殊作業に関する費用、本修理費用についてはお客様の自己負担となります。 ※水漏れで生じた汚れには、ハウスクリーニング会社を無料でご紹介いたします。ハウスクリーニング費用はおお客様の自己負担となります。

! 提携会社を通じたサービスであり、離島等、一部地域や、集中豪雨等のやむを得ない事情によって、サービスの着手までに時間がかかる場合や、サービスをご提供できない場合があります。

一定のご利用条件があります。詳細は「ご契約のおしり(約款)」に記載の「緊急時助かるアシスト利用規約」をご参照ください。

※各補償メニュー・サービスの内容は予告なく変更または中止となる場合があります。

STEP 3-2

地震保険をご検討ください。



STEP 3-3

住まいの選べるアシスト特約のご契約をご検討ください。

住まいの選べるアシスト特約

住まいの保険をご契約いただくにあたって

① 被保険者(補償を受けられる方)について

保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。

共有名義の場合は、すべての所有者をご指定ください。個人賠償責任補償特約等をご契約される場合は、別途被保険者本人をご指定ください。

② 建物(家財等を収容する建物を含む)の所在地について

ご契約者住所と異なる場合は、必ずご契約者住所とは別にご指定いただけます。

③ 建物(家財等を収容する建物を含む)の用途(物件種別)について

住まいの保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。

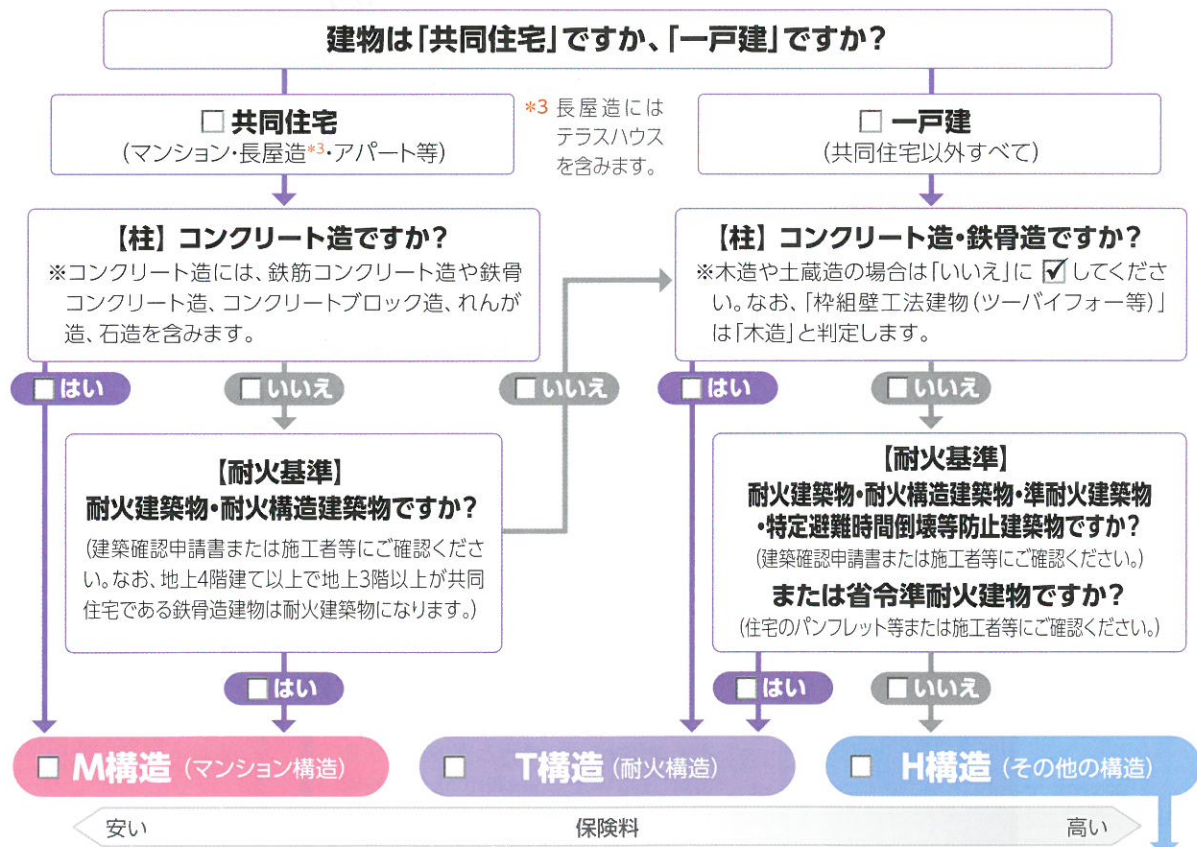
専用住宅 住居のみに使用する建物です。

併用住宅 住居として使用するとともに、店舗や事務所等の住居以外の用途にも使用する建物です。用途(事業等の内容)に応じてご契約時に必ず職作業区分を選択していただけます。

④ 建物(家財等を収容する建物を含む)の構造級別について

【柱】の種類、建物の性能に応じた【耐火基準】により決定します。以下のフローチャートにしたがってご確認ください。

構造級別判定フローチャート フローチャートにしたがい☑してください。



前契約の満期に合わせてご契約を更新される場合にのみご確認ください。

上記フローの結果「H構造」と判定された場合で以下のいずれかに該当するときは、ご契約にあたり代理店または東京海上日動までお申出ください。

①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物 ②土蔵造建物

! 「耐火建築物」「耐火構造建築物」「準耐火建築物」「特定避難時間倒壊等防止建築物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

以上で、ステップは終了です。最後に上記、「住まいの保険をご契約いただくにあたって」および次ページ以降の「重要事項説明書」をご確認ください。

商品内容

I. 契約締結前における確認事項

II. 契約締結時における注意事項

III. 契約締結後における注意事項

IV. その他留意いただきたいこと

V. その他留意いただきたいこと



重要事項説明書

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面(P.9~18)の受領印も兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動(以下弊社といいます。)ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

該当するご契約者にご確認いただきたい事項

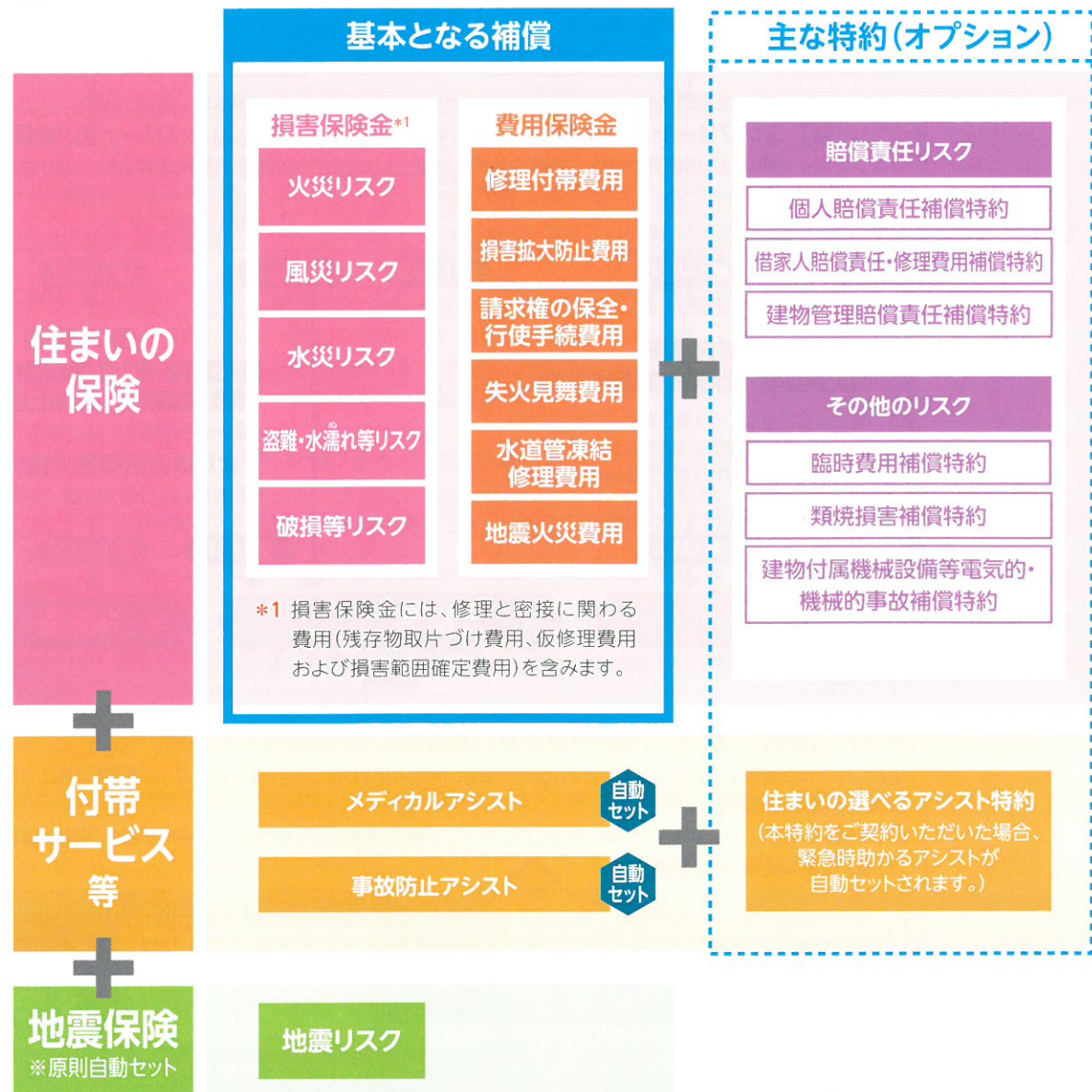
I 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

Total assist 住まいの保険

基本となる補償、ご契約者のお申し出により任意にご契約いただける特約(オプション)等は以下のとおりです。

⚠ 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。



2

保険の対象、基本となる補償および支払限度額(保険金額)の設定方法等

① 保険の対象

保険の対象をお選びください



居住用の建物*1
(マンション戸室*2も含まれます。)



家財*3



設備・什器*3*4



商品・製品*4

- *1 門、塀、垣や外灯、屋外設備装置を含みます。
- *2 バルコニー等の専用使用権付共用部分を含みます。
- *3 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高価貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。
- *4 併用住宅(8ページをご参照ください。)に収容される場合に限りです。

●家財を保険の対象とする場合でも、以下のものは保険の対象に含まれません。

- 自動車や船舶等
- 設備・什器や商品・製品等
- データやプログラム等の無体物等
- クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
- 動物、植物等の生物

② 基本となる補償

基本となる補償の概要および保険金をお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。また、以下の損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いする場合があります(5ページをご参照ください。)

補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
火災リスク	火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた場合	●ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。)によって生じた損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
風災リスク	風災、雹災、雪災により損害が生じた場合	●地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。) ●風、雨、雪、雹、砂塵等の建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害
水災リスク	水災(床上浸水*5、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合)により損害が生じた場合	●損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水*5」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害 ●給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害
盗難・水濡れ等リスク	盗難、水濡れ、建物外部からの物体の衝突、労働争議等に伴う破壊行為等により損害が生じた場合	●自然の消耗または劣化によって生じた損害 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損 ●偶然な破損事故等によって生じた損害のうち、次のもの ・建物の増築・改築や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・電氣的または機械的の事故によるもの(特約により補償できる場合があります。)
破損等リスク	上記以外の偶然な破損事故等により損害が生じた場合	●保険の対象の置き忘れや紛失によるもの ●以下の家財や身の回り品に生じた損害 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等

*5 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。

③ お支払いする損害保険金の額

お支払いする保険金は (損害額(修理費*6) - 免責金額(自己負担額)*7) です。

(支払限度額(保険金額)×2倍の額を上限とします。*8)

免責金額(自己負担額)は、0円*9、5千円、3万円、5万円からお選びください。

なお、風災リスクについては、風災リスク高額免責金額(自己負担額)を設定することができます。また、水災リスクについては、水災縮小支払特約(一部定率払)をご契約いただくことによって、お支払いする保険金の支払方法を変更することができます。詳細は3~4ページをご参照ください。

- *6 修理費には、修理と密接に関わる費用(残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用)を含みます。
- *7 ただし、通貨等、預貯金証書の盗難については免責金額(自己負担額)を差し引きません。
- *8 ただし、損害保険金から残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用の3つの費用を除いた金額は支払限度額(保険金額)が限度となります。
- *9 破損等リスクのみ免責金額(自己負担額)が5千円となります。

4 主な特約

賠償責任リスク	持ち家・賃貸住宅にお住まいの方共通 個人賠償責任補償特約
	賃貸住宅にお住まいの方向け 借家人賠償責任・修理費用補償特約
	賃貸住宅オーナー向け 建物管理賠償責任補償特約
その他のリスク	臨時費用補償特約、類焼損害補償特約、 建物付属機械設備等電気的・機械的の事故補償特約

※特約の詳細および上記以外の特約については、6ページおよび「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

5 建物の評価額の算出方法・支払限度額(保険金額)の設定

建物の評価額の算出方法について

建物の評価額を算出するための基準は「再取得価額」*1です。以下のいずれかの方法により評価額を算出します。

*1 保険の対象を、修理、再築・再取得するために必要な額をベースにした評価額です。

①年次別指数法	建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します(建築価額に土地代は含みません。)
②新築費単価法	専有面積が判明している場合に、新築費の1平方メートル(m ²)単価を面積に乗じて算出します。
③その他の方法	上記①②以外の合理的な算出方法(申込書等の評価方法には"その他"と表示されます。)

※保険期間が6年以上の場合は、物価の変動等によって評価額の見直しを行っていただくことがあります。

※門、塀、垣の金額や車庫等の付属建物の金額は評価額に含めます。外灯等の屋外設備の金額や、マンション戸室を保険の対象とする場合の専用使用権付共用部分の金額は評価額に含めません。

支払限度額(保険金額)の設定について

支払限度額(保険金額)は、万一の事故の際にお受け取りいただける損害保険金の上限額*2です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください。実際にご契約いただく支払限度額(保険金額)については、申込書等でご確認ください。

建物	評価額を支払限度額(保険金額)として設定します。*3
家財	ご希望に応じて1口単位(1口:100万円)で支払限度額(保険金額)を設定します。(所有されている金額がご不明な場合は下表<家財の所有金額の目安>をご参照ください。)*4*5*6
設備・什器	
商品・製品	

*2 残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用を除きます。

*3 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額(保険金額)が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。

*4 破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額(保険金額)を30万円または50万円を設定します。

*5 家財または設備・什器の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。

*6 家財または設備・什器のうち、高額貴金属等の1事故あたりの支払限度額(保険金額)は100万円です。500万円または1,000万円に増額することが可能な場合があります。

<家財の所有金額の目安>

(単位:万円)

区分	面積	33m ² 未満	33~66m ² 未満	66~99m ² 未満	99~132m ² 未満	132m ² 以上
持ち家		570	940	1,190	1,550	1,890
賃貸住宅		340	630	880	1,130	1,390


6 保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間は1年から5年の整数年*7で設定してください(6年以上の保険期間を希望される場合は代理店または弊社までご相談ください。)。弊社の保険責任は、始期日の午後4時(ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。


*7 保険の対象に商品・製品を含む場合は、保険期間は1年に限ります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

1 保険料の決定の仕組み

保険料は、支払限度額(保険金額)、保険期間、免責金額(自己負担額)、建物の所在地、構造等に応じて異なります。また、一定の条件を満たす場合、「築浅割引」が適用される場合があります(→  「保険料の割引」(P.17))。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件(保険期間や免責金額等)を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

2 保険料の払込方法等

主な払込方法は以下のとおりです。ご契約時に直接保険料を払い込む方法や、お勤め先やご所属の団体等を通じて集金する団体扱・集団扱(→  「団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ」(P.18)) もあります。

※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
口座振替、クレジットカード	○(5%割増)	○	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書(銀行等での振込み)	×	×	○

※口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します(クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。)。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。

※ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

3 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください(初回保険料(一時払保険料を含みます。))の払込期日は原則として以下のとおりです。払込方法により以下の払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込みの猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日(原則26日)	払込期日の翌々月末(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。)
クレジットカード払、払込取扱票払、請求書払	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

4 地震保険の取扱い

1 商品の仕組み

住まいの保険では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときは保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)

地震等による損害については、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります(住まいの保険のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です。)。地震保険をご契約いただかないときは、申込書等の「地震保険未加入時のご確認欄(地震保険確認欄)」にご署名(法人の場合はご捺印)が必要です。

2 保険の対象

保険の対象をお選びください



居住用の建物
(マンション戸室も含まれます。)



家財

※地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。

※1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

商品内容
I. 契約締結前における確認事項
II. 契約締結時における注意事項
III. 契約締結後における注意事項
IV. その他留意いただきたいこと
V. その他留意いただきたいこと

3 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合には、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしています。)

損害の程度	認定の基準 ^{*1}			お支払いする保険金の額
	建物		家財	
全損	建物の時価の50%以上	焼失または流失した床面積が建物の延床面積の70%以上	家財全体の時価の80%以上	地震保険保険金額の100% (時価が限度)
大半損	建物の時価の40%以上 50%未満	建物の延床面積の50%以上 70%未満	家財全体の時価の60%以上 80%未満	地震保険保険金額の60% (時価の60%が限度)
小半損	建物の時価の20%以上 40%未満	建物の延床面積の20%以上 50%未満	家財全体の時価の30%以上 60%未満	地震保険保険金額の30% (時価の30%が限度)
一部損	建物の時価の3%以上 20%未満	床上浸水 全損・大半損・小半損に至らない建物、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	家財全体の時価の10%以上 30%未満	地震保険保険金額の5% (時価の5%が限度)

^{*1} 認定方法については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
^{*} 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
^{*} 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が1兆3,000億円(平成28年7月現在)を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する1兆3,000億円の割合によって削減されることがあります。
 (ご参考)
 東日本大震災が発生した際には、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。
^{*} 地震保険をセットする住まいの保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物を含める場合、建物の支払限度額(保険金額)にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合等は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、ご契約の代理店または弊社にその旨ご相談ください。

4 保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害 等

5 保険期間 契約概要

- 住まいの保険の保険期間が5年以下の場合：住まいの保険の保険期間にあわせてご契約いただけます。
 - 住まいの保険の保険期間が6年以上の場合：口座振替^{*2}による保険期間1年または5年^{*3}の自動継続となります。
- ^{*2} 金融機関によっては5年の自動継続時に保険料を口座振替できない場合があります。この場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払込取扱票等により再度保険料をご請求します。
^{*3} ただし、継続日から住まいの保険の満期日までの期間が5年未満の場合、当該期間内の整数年を保険期間とします。

6 引受条件(保険金額の設定、保険料決定の仕組み等) 契約概要

- 地震保険の保険金額は建物、家財ごとに、住まいの保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
 - 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断割引」、「建築年割引」を適用できる場合があります(→「保険料の割引(P.17)」)。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。
- ^{*} 地震保険の限度額の適用単位は「同一敷地内」ごととなります。既に他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。
^{*} 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

II 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務 注意喚起情報

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】

- ★ 他保険契約等^{*4}
- ☆ 所在地、物件種別、職作業、耐火基準、柱(建物構造)、建物区分(一戸建住宅/共同住宅)、建築年月^{*5}

^{*4} この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合^{*6}があります。
^{*5} 保険の対象が建物である場合のみ、告知事項となります。
^{*6} 建物のご契約で、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等から融資を受けている場合等

【建築年月について】

「建物完成年月」(建物の建築工事が完了した年月)をご申告ください。「建築確認年月」(住宅着工前に、行政による建築基準法令への適合が確認された年月)を建築年月としてご申告いただくこともできますが、「建物完成年月」をご申告いただいた方が築浅割引(→「保険料の割引(P.17)」)の割引率が大きくなる場合がありますので、「建物完成年月」を優先的にご申告ください。

2 クーリングオフ(クーリングオフ説明書) 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。弊社およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

^{*} 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。
^{*} ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

【クーリングオフの受付期間・通知方法】

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内(消印有効。普通便で可)です。弊社宛に必ず郵便にて通知ください(ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。)

【クーリングオフできない場合】

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約(保険契約の更新に関する特約をご契約いただいた場合を含みます。)
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等) 等

<記入例>

下記の保険契約をクーリングオフします。 申込住所 氏名 電話 自宅 () 勤務先 () ・申込日: ・保険種類: 住まいの保険 ・証券番号 ^{*7} : ・ご契約の営業店: ・ご契約の代理店:	郵便はがき 8112-8884 福岡市博多区福祇町3-21 大博通リビジュアルセンター12階 東京海上日動火災保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 クーリングオフ受付係 行
--	---

^{*7} 申込書控の右上に記載しております。

3 補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

以下の特約等をご契約される場合で、被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*8}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、以下の特約等の要否をご検討ください。^{*9}

- ^{*8} 住まいの保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。
- ^{*9} 以下の特約等を1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者(補償を受けられる方)が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- 個人賠償責任補償特約 ● 類焼損害補償特約 ● 借家人賠償責任・修理費用補償特約

5 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

- この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

III 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

建物（または家財等を収容する建物）の構造または用途*1を変更した場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]（以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。）

● 以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- 建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合
- 建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合

● ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

*1 保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、住まいの保険をいったん解約していただき、弊社よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく必要があります。その場合、補償内容が住まいの保険と一部異なることがありますので予めご了承ください。

2 解約される時



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法*2によって保険料を返還、または未払保険料を請求*3することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*4に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*2 割引を適用しているご契約を解約される場合、返還する保険料はそのご契約に適用している割引率を前提に算出します。

*3 解約日以降に請求することがあります。

*4 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 しっかり更新サポート（満期を迎える時）

ご契約の更新手続きを以下のとおりサポートします。ご契約時に、更新特約（「保険契約の更新に関する特約」および「住まいの補償の更新に関する特約」）を契約されている場合が対象です（保険期間が5年以下の場合は原則自動セットされます。保険証券には「しっかり更新サポート」と表示されます。）。

[更新のご案内]

満期日の2か月前をめどに、更新のご案内をお送りします。更新のご案内が到着後に、ご契約の代理店または弊社より具体的なお手続き等についてご連絡します。

[万が一の際の「更新バックアップ」]

万が一満期日までにご契約者と連絡が取れず、ご契約者から更新しない旨のお申出がない場合は、更新特約にもとづき、更新前のご契約と同様*5のご契約内容にてご契約を自動更新（更新バックアップ）します。

*5 建物は、更新時に支払限度額（保険金額）を見直します。その他の内容も一部変更となる場合があります。

※更新特約を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新（更新バックアップ）された場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します（更新後のご契約の内容によっては、保険契約継続証に代えて、保険証券を発行する場合があります。）。

※所定の条件により、ご契約が自動更新（更新バックアップ）されない場合は、あらかじめ弊社よりご連絡します。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ

(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者や被保険者（補償を受けられる方）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人*6」、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。



0120-071-281

受付時間：平日 午前9時～午後8時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

V その他該当する場合にご確認いただきたいこと

1 保険料の割引

- 住まいの保険については、建物を保険の対象とするご契約で、始期日時時点で、築年数*1が10年未満である場合、建物の保険料に対して「築浅割引」が適用されます。築年数*1と保険期間によって、下表の通り割引率が異なります。

築浅割引		保険期間									
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
築年数	築1年以下*2	10%									
	築2年	10%									
	築3年	10%									
	築4年	10%									
	築5年	10%									
	築6年	10%									
	築7年	10%									
	築8年	10%									
	築9年	10%									

- *1 ご申告いただいた「建築年」から「保険始期年」までの年数とし、暦年*3単位で判定します。
- *2 ご申告いただいた「建築年月」から「保険始期年月」までの月数が12ヶ月未満の場合には、割引率が拡大しますので、建築月まで必ずご申告ください。なお、団体割引等の割引が適用される場合または団体扱・集団扱契約の場合を除きます。
- *3 暦の上での1年をさします。

- 地震保険については、保険の対象である建物（または家財を収容する建物）が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写（下表に記載しています。）をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料*4
免震建築物割引 (50%)	免震建築物*5に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関*6により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類*7 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等 ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書*7 例)フラット35Sの適合証明書 等 ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類 (工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します*8) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等
耐震等級割引 (等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%)	耐震等級*5を有している建物であること	
建築年割引 (10%)	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること	公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類*9 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等

- *4 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
- *5 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。
- *6 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。
- *7 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明書検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類（「設計内容説明書」等）から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。
- *8 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類（「設計内容説明書」等）から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。
- *9 「工事完了予定」「工事開始時期」等の表記で昭和56年6月1日以降に建築されたことが分かる書類を含みます。

- 団体扱の場合、住まいの保険に団体扱割引を適用することがあります。
- トータルアシスト超保険（住まいの保険）については、トータルアシスト超保険（住まいの保険）の始期時点で超保険番号を同一とする年間保険料3万円以上のトータルアシスト超保険（新総合保険）が締結されている場合、まとめて割引（1%）を適用することがあります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

2 団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ

ご契約者のお勤め先等と弊社の間で「保険料集金に関する契約書」を交わしている場合で、各項目が下表の範囲に該当するときに団体扱・集団扱でご契約いただけます（団体扱・集団扱のご契約には、団体扱・集団扱特約が自動セットされます。）。

項目	団体扱・集団扱特約によるご契約が可能な場合	金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)によるご契約が可能な場合
ご契約者の範囲	①企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ※系列会社の社員の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。 ②弊社の承認する団体やその構成員およびそれに勤務する方(役員・従業員等)	銀行や信用金庫等の金融機関に対して、賦払償還債務(住宅ローン等)を負う債務者の方
被保険者(補償を受けられる方)の範囲	①ご契約者 ②①の配偶者*10 ③①または②の同居の親族 ④①または②の別居の扶養親族	金融機関の融資の対象である建物およびその建物に収容される家財等の所有者

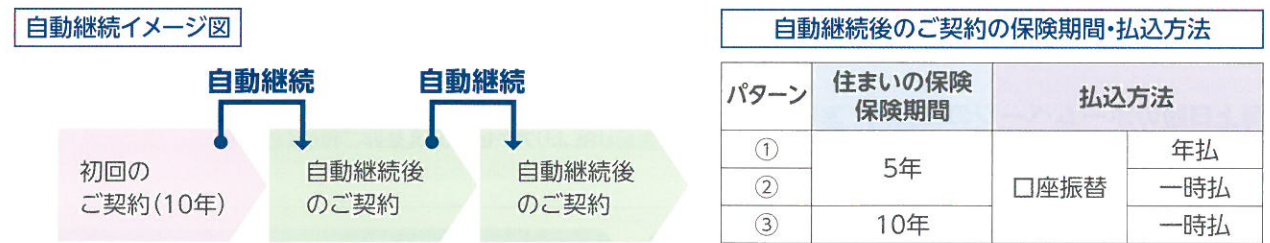
- *10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)
①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *11 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚姻とは異なります。)

- 以下の理由により本特約が失効することがあります。この場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがあります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
※ 保険期間が2年以上の場合は翌始期前日までの保険料を一括して払込みいただいた後、払込方法を変更していただけます。
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合 等
- 保険料の払込方法等については、代理店または弊社までお問い合わせください。

3 住まいの保険 自動継続方式

住まいの保険の保険期間を10年(払込方法は一時払)でご契約される場合は、自動継続方式*12をお選びいただけます。*13初回のご契約の際にお選びいただいた自動継続後のご契約の払込方法および保険期間で自動的に継続いたします。なお、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく場合は、初回のご契約の際に自動継続後のご契約の地震保険の保険期間・払込方法もお選びいただく必要があります。

- *12 保険契約の自動的な更新等に関する特約(住まいの保険用)がセットされたご契約の満期時に自動的に継続することをいいます。
- *13 ご契約条件により、自動継続方式をお選びいただけない場合があります。



- 各ご契約の満期日までに、「ご契約者から継続しない旨のお申出」または「弊社からご契約者へ継続しない旨の通知」がない限り、ご契約は自動的に継続されます。
- 自動継続後のご契約は、保険期間、払込方法、建物の評価額・支払限度額(保険金額)を除き、原則、継続前のご契約と同等のご契約内容で自動的に継続されます。なお、各ご契約の満期日までに事前に、自動継続後のご契約内容をご案内いたします。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、自動継続後の補償については継続日における内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることや自動継続できないことがあります。
- 自動継続後のご契約の保険料は、継続日時点の保険料率および割引率等を適用します。したがって、自動継続後のご契約の保険料は、継続前のご契約の保険料と異なる場合があります。

⚠ 金融機関によっては10年後の自動継続時に保険料を口座振替できない場合があります。この場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払込取扱票等により、保険料を払込みいただけます。

金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)によるご契約をされるお客様へ

金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)によるご契約の場合は、申込書等に記載の自動継続終了年月日を限度に自動継続いたします。自動継続終了年月日は初回のご契約の始期日時点の賦払償還債務(住宅ローン等)の完済予定年月を基に決定されます。※本特約が失効する場合、保険契約の自動的な更新等に関する特約(住まいの保険用)は停止となり、自動継続されません。

商品内容
I. 契約締結前における確認事項
II. 契約締結時における注意事項
III. 契約締結後における注意事項
IV. その他留意いただきたいこと
V. その他留意いただきたいこと

●付帯サービスについて

すべてのご契約でご利用いただけるサービスです。

メディカルアシスト

24時間365日受付

自動セット *1



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄の医療機関をご案内します。



0120-708-110

●緊急医療相談 ●医療機関案内 ●予約制専門医相談 ●がん専用相談窓口 ●転院・患者移送手配

*1 被保険者(補償を受けられる方)が個人のご契約の場合にご利用いただけます。

事故防止アシスト

自動セット



東京海上日動のホームページで、事故・災害防止等の情報をご提供します。

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

●防災・防犯情報サイト ●情報サイト「セイフティコンパス」 ●安全運転情報サイト

※事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します。

※ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要です。

※各サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

●ご契約のしおり(約款)・保険証券の発行について

「ご契約のしおり(約款)」・「保険証券」の発行方法について、以下のいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり(約款)	「Web 約款 (ご契約のしおり(約款) を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)」または「冊子での送付」
保険証券	「Web 証券 (保険証券を発行せずにご契約内容を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)*2」または「書面での発行」

*2 法人契約や明細型契約等一部のご契約は、「Web 証券」をご選択いただけません。書面で保険証券を発行します。

また、質権付契約で「Web 証券」をご選択いただいた場合、質権者様へお送りすべき保険証券については書面で発行します。

「Web 証券」をご選択いただいたお客様は、弊社ホームページ内の契約者さま専用ページでご契約内容をご確認いただくこととなりますので、ご契約内容の確認方法等をご案内する「ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ*3」をお送りします。大切に保管してください。

*3 地震保険をあわせてご契約いただいた場合、ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料に対する「地震保険料控除証明書」を添付します。

本冊子で用いる用語の解説



- **家財**: 建物内(軒下を含みます。)に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。
- **設備・什器**: 建物内(軒下を含みます。)に収容される、業務用の設備、装置、什器や備品等の動産をいいます。
- **商品・製品**: 建物内(軒下を含みます。)に収容される、販売用の商品、製品やその原料、材料等の動産をいいます。
- **水濡れ**: 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

※「トータルアシスト住まいの保険」は、住まいの保険および地震保険のペットネームです。

※申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

東京海上日動のホームページのご案内
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は119番・110番



0120-119-110

受付時間: 24時間365日
携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
(「ア」行に登録できます)



保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください



0120-691-300

受付時間: 午前9時~午後8時(平日、土日祝とも)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

〒171-0043 東京都豊島区要町1-38-8
総合保険代理店 **保険クリエイト**
TEL:0120-736-770 FAX:0120-736-771



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて地球の安心・安全をひろげます。